

定 款

株式会社 中央経済社ホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社中央経済社ホールディングスと称する。

英文では、CHUOKEI ZAI-SHA HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことおよびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 経済、経営、法律、会計、税務、その他社会科学全般に関する専門書籍、雑誌等の発行
- 2 社会生活、趣味、娯楽等に役立つ一般書籍、雑誌等の企画、編集、制作、発行
- 3 出版物の企画、編集業務
- 4 出版物の制作、販売および販売取扱業
- 5 出版物の出荷、回収、輸送、保管に関する業務
- 6 電子出版の企画、制作、販売
- 7 ビデオ等の音声・画像を用いた商品の企画、制作、販売
- 8 コンピュータを利用した情報提供サービスおよびデータベースの作成と提供
- 9 実務教育セミナーの企画、開催
- 10 広告宣伝の請負代理業
- 11 広告宣伝物の企画、制作、販売
- 12 飲食店業および遊技場の経営
- 13 不動産業務
- 14 学術、企業実務、社会生活に役立つコンサルティング業務
- 15 前各号およびこれに付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本社は、東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、7,890,000株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、前項により電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5第1項の書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

- ② 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記録または記載する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、その他必要に応じ、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。

② 取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。

② 会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会は、各監査役が招集する。

② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 40 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(自己株式の取得)

第48条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(附 則)

1. 変更案第14条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
2. 附則1. および2. は、2023年3月1日にこれを削除する。

2022年12月16日 最終改定

以上は、当会社の定款に相違ありません。

東京都千代田区神田神保町一丁目31番地2
株式会社 中央経済社ホールディングス
代表取締役社長 山本 憲 央